

○毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その九)の制定について
(平成八年三月一五日)
(薬発第二五〇号)
(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(以下「基準」という。)については、昭和五二年二月一四日薬発第一六三号、昭和五六年三月三一日薬発第三三二号、昭和六〇年四月五日薬発第三七五号、昭和六二年九月一二日薬発第七八四号、平成三年三月六日薬発第二五七号、平成四年一月七日薬発第一一九〇号、平成六年三月一四日薬発第二三〇号及び平成七年三月一六日薬発第二四八号をもって通知したところであるが、今般、別添のとおり毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その九)を定めたので、左記事項に留意の上、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

記

昭和五二年二月一四日薬発第一六三号通知の記の第一「毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準」制定の趣旨等について(ただし、一のなお書きを除く。)及び第二運用上留意すべき点について(ただし、三のウのなお書きを除く。)、昭和五六年三月三一日薬発第三三二号通知の記の三のなお書き並びに昭和六二年九月一二日薬発第七八四号通知の記のただし書きは、別添の基準についても適用されるものであること。

別添

毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その九)

本基準は、毒物及び劇物取締法(昭和二五年法律第三〇三号)第一六条の二第一項に規定する毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置の方法を品目ごとに具体的に定めたものである。

本基準は、次に掲げる方針に従ってまとめられている。

- 一 毒物及び劇物の運搬に当たって、毒物及び劇物が飛散し、漏れ又は流れ出るなどの結果、保健衛生上の危害が不特定又は多数の者に及ぶことのないよう、早期にとるべき措置を考慮したものであること。
- 二 タンクローリー、タンクコンテナ等による運搬事故を想定したものであるが、運搬時以外の漏えい事故についても適用し得るものであること。